

演題10. 顎関節洗浄マニピュレーション法の反復施行に関する検討

○青村 知幸, 工藤 啓吾

岩手医科大学歯学部口腔外科学第一講座

当科では、保存治療が奏功しない難治性の顎関節症患者に対し、顎関節洗浄マニピュレーション法を試みている。今回われわれは、本法施行後に、疼痛もしくは開口障害が残存した症例に対して、本法を繰り返し施行することの有用性について検討した。

対象は、2～3か月間の保存的な治療が奏功しなかった顎関節内障および変形性顎関節症とした。症例の性別は、女性が30例、男性が3例であり、年齢は13歳から63歳の平均31.3歳であった。また、今回は洗浄後に、betamethasonを2mg注入した。本検討では、本法施行の前、1週間後、1か月後、3か月後にVisual Analog Scale (以下、VASと略す)と開口量を測定した。本法施行の3か月後に、(1)開口量が38mm以上、側方運動量が6mm以上、(2)VASが33以下、(3)摂食および日常生活に特に支障を感じない、の全てを満たしたものを有効とし、1つでも満たさないものを無効と判定した。効果判定後、無効例には2回目を施行した。本法の2回目施行より3か月後に再度効果判定を行い、無効例には3回目を施行した。その後も、同様に3か月ごとの効果判定を行い、4回まで反復施行を試みた。

本法の初回施行後、疼痛および開口量は経時的に改善し、その有効率は、72.7% (33例中24例に有効)であった。また、2回目の有効率は33.3% (9例中3例に有効)であり、3回目、4回目には有効例は認められなかった。

以上より、顎関節洗浄マニピュレーション法は初回および2回目で奏功しなかった症例に対し、3回以上繰り返し施行しても、大きな効果は期待できないことが示唆された。